	質問	答え
2024/4/10	43号市庁舎管理業務委託において、再委託など他の 企業に一部業務を委ねる形をとっても大丈夫か。 また、他の2つ(44号・45号)についても同様か	43号「市庁舎管理業務委託」については業務内容が多岐に渡るため、「協力企業」として一部の業務を委ねることは可能です。その場合は、参加の申込書類の「協力企業一覧」の該当する業務に協力企業名をご記入ください。 なお、44号「男女共生センターローズWAM総合管理業務委託」、45号「茨木市立生涯学習センター、中央図書館、水尾及び庄栄図書館管理業務委託」については基本的に、契約業者1者ですべての業務を担っていただく前提で考えております。
2024/4/11	43号 市庁舎管理業務委託について、参加の申込書類の中で「警備業法第5条第2項の認定証の写し(大阪府の区域外に主たる事業所を有する者にあっては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。)」とあるが、令和6年4月1日付での警備業法の改正に伴い、認定証を破棄したので提出できない。 どのように対応したらよいか	・主たる営業所に掲載されている警備業法に係る「標識」の写真